

第7章 大正10年意匠法の時代

第1節 序説

大正12年の関東大震災の復興景気は、昭和元年には下降傾向をたどり始め、ついで昭和4年に訪れた世界大恐慌により、我が国も深刻な不況にみまわれる。昭和6年に満州事変が勃発し、昭和8年には国際連盟を脱退するなどして、我が国はやがて長くて暗い時代、昭和20年のポツダム宣言受諾に至るまでの、第二次世界大戦への戦時体制下へと突入していくこととなる。

それまでの第一次世界大戦後の経済規模の拡大、その後の不況の打開のために、各国の製品の開発及び市場確保のための競争は激化する。

このような状況の中で意匠の斬新な商品が優位を占めることになり意匠の価値が再認識される。

そして、我が国においても、その淵源となる近代的造形運動が大震災の復興活動を通じ、これを一つの契機として活発化し、より組織的に顕在化される。

そして、昭和元年には帝国工芸会が設立され、政府による工芸指導機関、工芸指導所の設立が続き、工芸、意匠計画についての施策が産業行政にも反映されることとなる。

他方、民間の国際交流も活発となり、科学と技術の側に立った先進的産業意匠家（デザイナー）による職能団体の形成及び近代的産業意匠の研究活動がみられるようになる。

しかし、その成果が十分に得られないまま戦時体制に移行する。

第2節 意匠法改正の胎動

大正10年（1921）に制定された工業所有権四法は、その後何回かにわたり一部改正^(注1)が行われたが、根本的な改正が行われないまま戦時体制に入った。

しかしこの間に、根本的な改正の気運がなかったわけではなく、昭和3年から4年にかけて全面的な改正作業が進められたが、予算の執行がなされなかったためにその作業は中止されている。また、戦時体制下の昭和14、15年にも改正のための審議が行われている。

1 昭和3年の「工業所有権法規改正ニ關スル會議」における意匠法の審議内容

昭和3年、特許局内で局幹部を中心とした「工業所有権法規改正ニ關スル會議」委員会が設置され、内部的に全面的な工業所有権法の改正に関し意見を徴すべく審議が行われた。

この會議の冒頭において「改正意見提案ノ説明」と題して、

「工業所有権ニ關スル當局主管ノ法規ニ付再度議會ニ改正案ヲ提案シタルモ共ニ審議未了ニ終リ

(注1) ①意匠法中改正（昭4. 9. 21, 商工省令8号） 準用規定の変更 罰則規定の強化

②意匠法施行規則中改正（昭和4. 9. 21, 商工省令第8号） 条文番号整理

③意匠法中改正（昭和8. 3. 15・法律第10号・同年8. 1施行・勅令第199号） 意匠公報の発行を規定する

④意匠法中改正（昭和13. 3. 8・法律第5号・同年6. 6施行・勅令第400号）

弁理士以外の者が代理をした場合の罰則規定削除 準用規定の変更

⑤工業所有権戦時特例公布（昭和18. 10. 31, 法律第109号・同年12. 10施行） 意匠出願が禁止される

⑥工業所有権戦時特例廃止（昭和21. 10. 31公布・法律第50号・同年11. 15施行） 意匠出願再開

タリ

然レトモ此等法規改正ノ氣運漸ク盛ムナルニ及ヒ茲ニ各部並各課ニ對シ右改正ニ關スル意見ヲ徵シ之ヲ整理シ以テ本案ヲ提出シ之ニ關スル大方ノ御意見ヲ求メトスルモノナリ
尤モ提案シタルモノ必スシモ改正ニ關スル總テノ點ヲ包含シタリト謂フヲ得ス他ニ法規改正ニ關スル御意見ノ存スアラハ御提案アラムコトヲ乞フ」

と述べている。

当会議における意匠法の審議は昭和3年10月11日に始められ翌年の4月4日迄続けられた。^(注2)

議事録によれば、議事は①「意匠審査ニ就イテ」として、先ず当時の法解釈及び運用を概説し、次いで、本議題②意匠の定義及び③法制度全体に関するものに入っている。

審議内容は、これまでの学説、判例、特に意匠の定義に関しては各国の法制及び保護客体を詳しく調査、検討し、これらの資料を吟味した上で我が国における意匠保護のあり方について討議が進められている。^(注3)

そしてこの経緯に鑑みると、上記②の「意匠の定義」という原則的な問題に十分時間を費やして審議されたといえる。

それは、この会議において、「実用新案法ヲ廃止シ、特許法又ハ意匠法ニ含マセル旨」の議論がなされたこと、また、この時期に著作権法に関し国際的な「應用美術ノ保護」の必要性の論議の高まり^(注4)などもあり、意匠法の保護の対象を明確にする必要にせまられたためであろうか。そして、この「意匠の定義」に関する審議を踏まえ、意匠を的確に保護するために制度はどうあるべきかを、無審査主義の採用、出願公告制度の採用、類似意匠制度の廃止、秘密意匠の廃止などを含む広範なテーマにより、意匠全体にわたって審議がなされた。

審議の内容、とくに「意匠の定義」に関する議論等においては、現行法（昭和34年法）の理論と共通する点が多く、現行法の基礎となる議論がこの時期からなされていたとみられる。

しかし、特許局『議会に於て問題となるべき事項（昭和5年）』によると昭和4年度の予算に工業所有権法改正経費が計上されたが、予算の執行がなされなかったために改正作業は中止された。^(注5)

以下この審議の概略は次のとおりである。^(注6)

(1)「意匠審査ニ就イテ」の概説

審議のはじめには意匠審査の立場からの（イ）「意匠ノ意義」、（ロ）「意匠ノ類似」、（ハ）「類似意匠トシテ登録スル場合」、（ニ）「物品ノ指定」、（ホ）「組ノ意匠」、（ヘ）「『美』ト意匠法トノ關係」の各項目ごとの概説がなされた。その主なものは以下のとおりである。

・ 上記（イ）「意匠ノ意義」^(注7)について

^(注2) 「工業所有権旧改正資料」中『工業所有権法規改正ニ關スル會議，意匠之部』（工業所有権参考資料センター図書番号1）

^(注3) 上掲議事録中、③の項の議事についての全容が必ずしも明らかとはいえない。

^(注4) 昭和3年（1938）ベルヌ条約ローマ改正會議で、再び応用美術の保護について提案がなされた。

この頃、工芸の産業化が一層進み、我が国の国内製品は勿論、特に輸出品は欧州の様式を受入れ、これを消化しつつあったところで、その保護を著作権法で明文化することによる国内産業へ与える影響は大きなものがあり、政府は関係機関に諮問し、その回答に基づいて態度を決定しようとした。

その諮問に対する意見のひとつに次のようなものがあつた。「工業上ニ於ケル應用美術ヲ其ノ著作者ノ同意ヲ得ズシテ、（イ）一切ノ工藝品ニ應用スルコト能ハザルモノトスルコト、又ハ（ロ）其ノ目的物タル物品ト同種及類似ノ物品ニ限り應用スルコト能ハザルモノトスルコト、又ハ（ハ）其ノ目的物タル物品ト同種ノ物品ニ限り應用スルコト能ハザルモノトスルコトハ、其ノ何レノ場合タルヲ問ハズ、苟モ國際條約ニ依ル義務ヲ負フハ、我國産業及貿易ノ現状ヨリ見テ尚早ナリト認ム」（帝国工芸会）（『工業所有権制度百年史上巻』第436頁～第438頁）

^(注5) 『工業所有権制度百年史下巻』第257頁

^(注6) 「工業所有権旧改正資料」中『工業所有権法規改正ニ關スル會議，意匠之部』（工業所有権参考資料センター図書番号1）

「意匠トハ物品ノ形状，模様，色彩又ハ其ノ結合ニ係ル『美的考案』ナリ，美的考案トハ看者ヲシテ快感ヲ起サシムル考案ナリ」とし、「審査ハ主トシテ表示セラレタル外觀ニ重キヲ置キ且ツ如何ナル物品ニ表スモノナルヤヲ考慮スルヲ要ス」故に「意匠考案」には「(1) 物品，(2) 形状，模様，色彩又ハ其ノ結合，(3) 美」の三者を具有しているものを見ることとしている。

・ 上記(ロ)「意匠ノ類似」について

「意匠ノ類似」に関しては、「意匠考案ノ要素カ互ニ重複スルトキハ其ノ意匠類似スルモノトス」と解し，その「要素」として「形態」，「色相及配色」，「模様構成ノ形式」，「装飾ヲ施スヘキ面積」，「装飾ヲ施スヘキ物品ノ個所」，「物品ノ用途又ハ材料」，「物品ヲ見テ生スル『感シ』」を掲げており，そして「物品ノ類似スルヤ否ヤ」は主としてその「用途ノ近似スルヤ否ヤ」によって定めるとし，その用途によって区別することの出来ないものは「構成材料ニ依ル品位，大，小，物品ノ存在スル場所ノ如何等モ亦参酌スルヲ要ス」とし，故にその決定をするためには，

「施行規則ノ類別ニ拘泥スヘカラス」として「同一類別内ト雖必スシモ類似意匠ニ非ス〔・・・〕他類別ノモノト雖意匠類似ヲ生ス」としている。

・ 上記(ハ)「類似意匠トシテ登録スル場合」について

この項は類似意匠登録制度に関したものである。

① 類似意匠の要件

類似意匠登録の要件について，「自己ノ登録意匠（又ハ出願中ノ意匠）ノミニ類似スル意匠ハ類似意匠トシテ登録スルヲ得」（意匠法第3条）るが，他人の先行意匠が存在し，その他人の「先願（のもの）ニ類似ノ若クハ公知公開ノモノニ類似スルモノナル場合ニ」においては「自己ノ意匠ノミニ類似スルモノナルカ故ニ」，たとえ「自己ノ意匠ニ類似スルモノナル場合ト雖類似意匠トシテ登録スルヲ得ス」としている。

② 類似意匠の効力

類似の意匠権の効力について，類似の意匠権は原意匠（本意匠）の意匠権と合体するが，その意匠権の効力の「類似ノ範圍ハ原意匠ヲ中心トシテ定ムヘク類似意匠ノ類似ヲ認ムヘキニ非ス」，それは「類似ノ類似ヲ認ムルニ於テハ多種多様ナル別異ノ意匠カー個ノ意匠権ノ範圍ニ属スルノ奇観ヲ呈シ一意匠ニ付一意匠権ヲ許容スルノ精神ニ反スヘケレハナリ」とする。つまり，「類似意匠ハ原意匠ノ権利範圍ヲ確認スルモノニ外ナラス」と解して，「類似意匠ヲ登録スルトキハ類似意匠権ハ原意匠権ト合体シテ一個ノ権利トナルモノナルヲ以テ類似ノ類似ヲ認メルコトハ権利擴張ノ結果トナル」としている。

③ 自己の登録類似意匠にのみ類似する意匠

自己の登録類似意匠にのみ類似する意匠について，自己の登録類似意匠にのみ類似する意匠の出願については拒絶処分されることになる。すなわち，「原意匠ニ類似セサルモ類似意匠ニ類似スル後願（合体シタル権利ニ類似スル後願）」は「先願ニ類似スルモノトシテ拒絶セラルルニ至ル」

(注7) 原文（抜粋）は次のとおり。

一 意匠ノ意義

意匠トハ物品ノ形状，模様，色彩又ハ其ノ結合ニ係ル「美的考案」ナリ，美的考案トハ看者ヲシテ快感ヲ起サシムル考案ナリ，而シテ其ノ考案ハ具体化セラレタルモノナルヲ要ス，抽象的考案〔・・・〕ニシテ其ノ形象ノ限定セラレサルモノハ意匠ニ非ス。意匠ノ審査ニ當リテハ意匠美ヲ構成スヘキ變化〔・・・〕統一〔・・・〕，均齊〔・・・〕平衡〔・・・〕，適合〔・・・〕，連続〔・・・〕等ニツキ思索ヲ廻スコトヲ要シ其ノ意匠美ノ含蓄スル意味〔・・・〕モ亦之ヲ参酌スルヲ要ス意匠美ニ意味ヲ含蓄スルニ於テハ看ル者ヲシテ更ニ一層ノ快感ヲ深カラシムルモノアリ

審査ハ主トシテ表示セラレタル外觀ニ重キヲ置キ且ツ如何ナル物品ニ表スモノナルヤヲ考慮スルヲ要ス前述シタル所ニ依リ意匠考案ニハ左ノ三者ヲ具有シタルモノアルヲ見ル

意匠（考案）(1) 物品 (2) 形状，模様，色彩又ハ其ノ結合 (3) 美

とされた。

(2) 意匠の定義に関する審議

・ 提案及び趣旨説明についての概要

先ず、議題「意匠の定義」についての提案がなされ、それには趣旨説明が付された。

① 提案の内容

当初の「意匠の定義」の提案は次のとおりである。意匠トハ物品ニ關スル形状、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル工業的考案ニシテ物品自体ノ本質ヲ構成シ物品ニ依リ具体化セラレテ全体トシテ視ル者ノ美感（美的感情快感、趣味）ヲ満足セシムルニ足ル印象ヲ與フルモノヲ謂フ」

② 提案の趣旨説明の概要

この提案の内容は、四つの要件に分説されている。その要旨は次のとおりである。

a. 要件「第一」について

「第一 意匠ハ物品ニ關スル形状、模様若ハ色彩又ハ其結合ニ係ル工業的考案ナリ

（一）意匠ハ工業的考案ナリ

（二）意匠ノ成立ニハ創作的行為ヲ必要トス」

とあり、この“創作的行為”については、

「考案者ニ自由ナル意思ヲ決定スル余地ノ存スル場合ニ於テノミ可能ナリ既ニ存スルモノノ單ナル発見ハ創作的行為ト謂フヘカラス模倣ト雖全然意思決定ノ自由ナキ程度ニ機械的必然的ナラサル限り創作的行為アリト云ハサルヘカラス」

とし、続けて

「(三) 意匠ハ物品ヲ前提トス

(四) 意匠ハ物品ニ關スル形状、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ルモノナリ

形状ト謂ヒ模様ト謂ヒ又色彩ト謂フモ何レモ目ニ映スル外表的ノモノニシテ実用新案法第一條ノ「構造」ノ如キ内部的ノモノヲ包含セサルハ意匠カ「情」ニ關シ実用新案力「智」ニ關スルヨリ来ル當然ノ結論ナリ」

とし、その他、文字、記号、艶、材料の転換等についても言及している。^(注8)

b. 要件「第二」について

「第二 意匠ハ物品自体ノ本質ヲ構成スルモノナリ」^(注9) とし、さらに意匠と商標を対比し、意匠は「商品ノ外觀ニ変化ヲ與ヘテ其ノ美的価値ヲ増進スルモノ」であって、物品の本質をな

^(注8) 原文は次のとおりである。

「商標法第一條ニ所謂「文字」及「記號」ハ模様ト認メラルル場合アルモ模様ト認メラレサル場合ニ於テハ保護セラレス普通ノ字体ノ文字カ模様ト爲リ得ルヤ否ヤハ疑問ナルモ消極的ニ解スヘキモノナルヘシ

「艶」「艶消シ」ハ光線其ノ物ニシテ色ニ非サルヲ以テ保護セラレサルモノト認メラル「材料ノ轉換」ニ依リ意匠ヲ構成スルヤ否ヤハ疑問ニシテ獨逸ニ於テハ公知ノ意匠ト雖之ヲ他ノ材料（物質）ニ移スコトニ依リ特殊ノ効果ヲ生シ新規ナル意匠カ保護セラレ得ヘキ場合モ在リ得ヘシト論セラル

^(注9) 原文は次のとおりである。

第二 意匠ハ物品自体ノ本質ヲ構成スルモノナリ

物品ニ應用セラレタル意匠ハ商品自体ナルカ又ハ少クトモ商品ノ主要ナル本質的部分ナリ即商品ノ外觀ニ變化ヲ與ヘテ其ノ美的価値ヲ増進スルモノナリ故ニ意匠ヲ物品ヨリ分離シテ考フルトキハ商品ノ品質ニ重大ナル変更ヲ生スルモノナリ此ノ點ニ於テ意匠ハ商標ト異ナル即商標ハ商品ニ「附セラルル」モノニシテ觀念上ハ分離シテ考慮スヘキ又考慮セラレ得ヘキモノニシテ商標ヲ附スルト否トハ商品ノ品質、價值又ハ其ノ完成品タルコトニ何等ノ影響ナキモノナリ商標ハ自他商品甄別ノ用ヲ爲スモノ乍ラ自他商品甄別ノ用ヲ爲スモノハ總テ商標ナリトハ謂ヒ難キ所ニシテ若シ之ヲ云ヒ得ルナラハ不正競争防止法ノ制定ノ必要ハ大部分消滅スルニ至ルヘシ意匠モ時ニ自他商品甄別ノ要ヲ爲ス場合アリト雖之ヲ以テ意匠ト全時ニ商標ナリト断スヘカラス兩者共ニ領域ヲ異ニシテ存在スヘキモノナリ此ノ點ニ於テ意匠法第八條第四項及商標法第七條第三項ニ付テハ立法論トシテ甚タ疑問ノ存スル所ニシテ意匠ニ付一個ノ意匠權ノミヲ認メ一商標ニ付一個ノ商標權ノミヲ認ムル立法ノ大原則ヲ覆スカ如キ此ノ種ノ規定ハ現在制度ヲ維持スルモノトスレハ維持シ難キモノト認メラル

し、商品的価値を高めるが、商標は商品に「付セラルル」ものであつて、商品の品質、価値等に影響を与えるものではなく、両者ともに自他商品甄別の機能があるがしかし領域の異なるものであり、意匠法第8条第4項^(注10)及び商標法第7条第3項^(注11)の両法間の「抵触」の規定に問題ありとしている。

c. 要件「第三」について

「第三 意匠ハ物品ニ依リ具体化セラレタルモノナルコトヲ要ス

(一) 意匠ハ物品ニ依リ具体的ニ表示セラレタルモノナルコトヲ要ス意匠法第一條ノ規定ヨリ見ルモ將又意匠カ物品ト不即不離ノ關係ニ在リテ人ノ趣味ヲ満足セシムルモノナル點ヨリ見ルモ意匠ハ物品ニ依リ具体的ニ表示セラレタルモノナルコトヲ必要トス〔・・・〕次ニ意匠ハ物品ト不即不離ノ關係ニ存スルモノ乍ラ意匠權ノ客体ハ意匠カ應用セラレタル物品ニ非シテ物品ニ應用セラレタル意匠其ノモノナリ」
故に、意匠では慰斗目模様、活字等は保護されないとしている。

さらに、動的意匠について、

「(二) 意匠ハ固定的ノモノナルコトヲ要スルヤ否ヤハ問題ナルモ之ヲ要スト為スヲ通説トス」

したがって、ビックリ箱、首振り人形、動的広告塔等の保護については問題があるとしている。

d. 要件「第四」について、

「第四 意匠ハ全体トシテ視ル者ノ美感ヲ満足セシムルニ足ル印象ヲ與フルモノナルコトヲ要ス」

とし、意匠は視覚上の美感に係るものであることを説き、実用新案との比較において次のように説明している。

すなわち、

「(一) 意匠ハ普通人ノ趣味ヲ満足セシメ美的感覺ヲ刺戟スルニ足ル技術的思考カヲ要素トス(吉原法學士三〇四頁) ト説明セラレ又裝飾上ノ目的(Ornamental purpose) 村山法學士三一五頁) ヲ其ノ一要素トスト説明セラレ居ル所ニシテ此ノ美的ナルコトカ實用新案ト區別ノ要點ナリ」そして「實用新案法第一條カ『・・・ニ係ル實用アル新規ノ型ノ工業的考案』ト規定シ意匠法第一條カ『・・・ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考案・・・』ト規定セル點ヨリ見ルモ『美的』ナルコトヲ必要トシ此ノ要素ヲ『意匠』ナル文字自体ニ依リ表示セルモノナルコトヲ知ルヘシ濁逸ニ於テモ〔・・・〕^(注12) ト説明セラル」

(注10) 大正10年意匠法第8条

第八條 意匠權ハ登録ニ依リ發生ス意匠權者ハ其ノ登録意匠ニ係ル物品ヲ業トシテ製作、使用、販賣又ハ擴布スルノ權利ヲ専有ス自己ノ登録意匠ニ類似スル意匠ノ意匠權ハ最先ニ發生シタル意匠權ト合體スルモノトス
意匠權カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル實用新案權若ハ商標權ト抵触スル場合又ハ登録意匠カ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル登録實用新案ヲ利用スルモノナル場合ニ於テハ意匠權者ハ實用新案權者ノ實施許諾又ハ商標權者ノ許諾アルニ非サレハ其ノ登録意匠ヲ實施スルコトヲ得ス

(注11) 大正10年商標法第7条

第七條 商標權ハ登録ニ依リ發生ス
商標權者ハ第五條ノ規定ニ依リ指定シタル商品ニ付其ノ商標ヲ専用スルノ權利ヲ有ス
商標權者カ其ノ登録商標ノ使用ノ態様ニ依リ其ノ出願ノ日前ノ出願ニ係ル意匠權ト抵触スル場合ニ於テハ商標權者ハ意匠權者ノ實施許諾アルニ非サレハ其ノ態様ニ於テ登録商標ヲ使用スルコトヲ得ス

(注12) 省略部分は次の括弧のとおり

獨逸ニ於テモ「意匠ハ實用新案ト同シク「ムスター」保護ノ觀念ニ含マレ兩者ノ區別ハ意匠ニ於テハ其ノ新形狀ニ依リテ美觀(Schönheitsim) 上ノ效果ヲ目的トシ實用新案ニ於テハ新形狀カ使用ノ目的(Gebrauchszweck) ヲ促進スルヲ目的トスル點ニ存ス(ゼリグソン四三四頁)」ト説明セラル

とする。さらに意匠の性質に関して、

「(二)意匠ハ之ヲ構成スル各要素ノ上ニ存スルモノニ非ス又之カ配列ニ存スルモノニ非スシテ視ル者ノ心ニ或ル美感ヲ喚起セシムル其ノ限定シ難キ全体ニ存スルモノナリ
從テ意匠ノ類否ノ問題ニ付テモ全部對全部ノ關係ニ於テ觀ル者ノ心ニ喚起セラルヘキ美感・・・印象ノ類否ニ依リ決スヘキモノナリ

(三) 意匠ハ視覺ヲ通シテ人ノ美感ヲ満足セシムルモノニシテ [・・・] 味覺, 聴覺, 觸覺及嗅覺ニ訴フル意匠ナルモノナシ

(四) 意匠ハ視覺ニ訴フルモノナル關係上當然外部的表面的ナラサルヘカラス [・・・] (注13)」と述べている。

・ 質疑応答

次いで、この提案及び趣旨説明について質疑応答がなされ、これに対する質問及び提案がなされたが、その主なものの概要は次のとおりである。

① 質問

要件「第一」の(一), (二)の項については、

「○意匠ニハ美的觀念ヲ必然的ニ伴フモノナリヤ

○意匠ニハ「實用」ノ觀念ヲ要素ト為スヤ

○意匠ノ類似ナリヤ否ヤヲ判定スルニハ考案ノ根元ニ存スル meaning ヲ考ヘス意匠自體ノミニ依リ判定スルモノナリト考ヘテ可ナリヤ

○類似ノ意匠ハ他ノ類別ノ物品ニ亘リテモ認ムルコトヲ得ルヤ

○意匠法上ノ「工業的考案」ノ意味如何

○美術的考案(美術品)ト工業的考案(意匠)トノ差異如何」

との質問が、また同(三)の項については、

「○實用新案法及意匠法ニ存スル「物品」ナル語ニ付別個ノ意義ヲ附セムトスルモノナリヤ

○液體粉末等一定ノ形状ヲ有セサルモノト雖有體物タル以上物品ト云フコトヲ得ヘシ此等ニ意匠ノ成立ヲ認メサルハ液體粉末等ノ性質ヨリ當然生スル結論ニシテ此等カ物品ニ非スト云フ為ニ非サルヘシ

○實用新案法第一條ニ依レハ實用新案ハ「型」ニ關スルモノナルニ意匠法ニ於テハ「型」ノ語存セサルモ意匠ハ實用新案ト同様「型」ニ關スルモノト解セルヤ」

という質問があった。

② 提案

要件「第三」については、

「三 動的意匠ニ付考慮スルコト

三ノ二 不動産ニ關スル意匠ニ付考慮スルコト

三ノ三 物品ノ一部ニ關スル意匠ニ付考慮スルコト

三ノ四 液體粉末等ニ關スル色彩ノ意匠ニ付考慮スルコト

三ノ五 自然物ノ利用ニヨル意匠ニ付考慮スルコト

三ノ六 物品ノ組ニ係ル意匠ニ付考慮スルコト

三ノ七 意匠ノ組ニ依ル意匠ニ付考慮スルコト

(注13) 省略部分は次のとおりである。

「此ノ點ニ於テ『萬華鏡』ハ内部的ナラスヤトノ疑問ナキヲ保シ難シ」

三ノ八 抽象的觀念ノ意匠ニ付考慮スルコト」

との提案があった。

③ そこで、上記事項に基づき審議がなされた。

なお、前記要件「第一の（一）、（二）」の質問に対する「答」、「議論」及び「結論」は次のとおりである。

a. 要件「第一の（一）、（二）」の項についての質問に対する答えは次のとおりである。

○意匠ト云フ語ハ快感ヲ生セシムル考案ヲ指ス術語ナルヲ以テ美的觀念ヲ離レテ意匠ヲ考フルコトヲ得サルヘシ

○「美」ノ觀念ト「實用」ノ觀念トハ相異ナリシモノナルヲ近代ニ於テハ或程度ニ合致スル範圍ヲ生シ「美」即「實用」ノ部分ヲ生シタリ換言スレハ美感ノ満足トノミ目セラレタルモノナルカ現在ニ於テハ吾人ノ文化的生活上必要缺クヘカラサルモノト成レルナリ

なお、この項に関し次の考えを併記している。すなわち、先ず

「吾人ノ趣味ヲ満足スル意匠カ同時ニ實用アル場合ニ於テモ其ノ意匠ハ「美」ト「實用」トヲ具備スル意匠ニ止リ「美」即「實用」ナリト合致スルモノニ非サルヘシ」、いまひとつ、「（意匠ノ要素タル趣味又ハ美ト實用新案法ニ所謂實用トハ觀念上必スシモ相排斥スルモノニ非スト解ス蓋シ趣味又ハ美ハ本來實用ト相對シテ思考セラレタルヘシト雖文化ノ進ムニ從ヒ生活上ノ實用品ニ趣味的要素ヲ加味スルコトハ人類ノ生活上必然ノ要求トナレリ此ノ實用品ノ趣味化ハ即趣味又ハ美ノ實用化ニ外ナラス意匠法ノ意匠ハ此ノ趣味又ハ美ノ實用化ノ中視覚ニ基クモノヲ捕ヘタルモノナリ而テ趣味又ハ美ノ實用化セラレタルモノノ中視覚以外ノ感覺ニ訴フルモノハ實用新案法上所謂實用ノ觀念ニ包含セラルヘキハ勿論ナルノミナラス其ノ視覚ニ訴フルモノト雖意匠構成ノ他ノ要件ヲ與ヘサルニ依リ意匠法ノ保護ヲ受クルコトヲ得サルモノハ其ノ物品ノ趣味又ハ美的要素ヲ實用ノ一種ト解シテ特許法又ハ實用新案法ノ保護ヲ與フヘキモノトス）」と述べている。

○意匠ノ類否ノ判定ハ考案ヲ表現スル要素ト吾人ノ鑑賞 (feeling) ニ依ルヘキモノニシテ考案ノ根元ニ存スル抽象的 meaning ハ考慮スヘカラサルモ吾人ノ鑑賞ニハ考案自體ニ依リ表示セラレタル考案者ノ meaning ヲモ考察ニ入ルルモノトス

○意匠ノ類似ナルヤ否ヲ決定スルニ當リテハ類別ノ如何ニ拘泥セサルモノナリト雖類似ノ意匠ハ他ノ類別ノ物品ニ亙リテ認めサルモノナリ是レ類似ノ意匠權ハ原意匠權ト合體スルヲ以テナリ

○「工業的考案」ナル語ハ考案ヲ具體化スルニ當リ工業的過程ニ依ル場合ト具體化シタル考案ヲ産業上利用スル場合トヲ包含スルモノナルモ意匠法上ノ「工業的考案」ハ前者ヲ指スモノナリト考フ

○美術的考案モ工業的考案モ共ニ考案タル點ニ於テ相同シキモ「美術的」(又ハ藝術的)トハ美術品トシテ考案カ具體化スル迄ノ觀念ヲ指シ「工業的」(又ハ技術的)トハ考案カ意匠トシテ具體化セラルルニ當リ工業的ナルモノヲ云ヒ物品ニ應用セラレテ物品ノ經濟的價值ヲ増進シ人類ノ生活上ノ欲望ヲ満足セシムトスル目的ヲ以テ考案セラレタルモノ即工業的考案ナリ

美術的考案ニ係ルモノニシテ尚工業的ニ複製スルコトヲ得ヘキモノ存スヘシ然レトモ其ノ考案ヲ具體化スルニ當リ複製スルコトヲ目的トスルモノナルトキハ意匠ト目スヘキモノニシテ否ラサルトキハ假令複製シ得ヘキモノナリト雖美術品ナリト謂ハサルヘカラス要之工

業的考案ハ物品ノ經濟的價値ヲ増進シ人類ノ生活上ノ慾望ヲ満足セシムトスル目的ヲ有スル考案ナルヲ以テ其ノ考案カ物品ニ應用セラルルニ當リ工業上利用セラレテ多数複製セラルヘキコトハ考案自體ノ本質ヲ構成スルニ反シ美術品ハ右ノ如キ目的ヲ有セス寧ロ著作
者ノ意中ニ存スル「美」ニ對スル創作的衝動ヲ表現スルコト自體ヲ目的トスルモノナルヲ以テ假令美術品カ工業上利用セラレテ複製セラルルコトアリトスルモ其複製ハ美術的考案自體トハ異リタル別個ノ意思活動ニ依リ生シタルモノニシテ美術的考案ト複製トノ間ニハ因果關係ナキ點ニ於テ異ル換言スレハ工業的考案ニ付テハ複製ハ其ノ實行ナルモ美術的考案ハ美術品ノ完成ニ依リ其ノ目的ノ全部ヲ完了シ更ニ實行スヘキ何物ヲモ殘スコトナキモノナリ

b. 更に要件「第一の(一),(二)」に関して「意匠ハ『美』ヲ要素トナスヤ否ヤニ關スル」議論がなされ、次のような意見があった。

○意匠ノ審査ニ當リテハ「新規」ナル要件ノ外ニ考案カ「美感ヲ満足セシムルモノナルコト」ヲ考慮スル取扱ナリト雖スル取扱ヲ爲スニ付テハ「美」トハ如何ナル難問題ヲ生シ之ニ對スル見解ハ人ニ依リテ必スシモ同一ナルヲ保シ難シ然モ考案カ「新規」ナルトキハ之ニ依リ觀者ニ或衝動(ショック, センセーション)ヲ與フルモノニシテ此ノ衝動即美ト認ムヘシ故ニ「新規」ナル點ニ付テノミ審査ヲ爲スヲ以テ十分ナルヘシ

○意匠ト云フ語ハ美感ヲ要素トスル考案ナルヲ以テ單ニ新規ナル點ノミヲ審査シテ意匠トシテ保護スルハ十分ナラス「美」ヲ要素トスル現在ノ取扱ヲ変更セサルヲ可トシ假令之ヲ緩ニスルモ尚或程度ノ美感ヲ満足セシムル考案ナルコトヲ要スルモノトナササルヘカラス

○美ト云フ語ハ普通ニ「醜」ト云フ語ニ相對シテ用ヒラルル例ナルモ藝術的ニハ此ノ兩者ノ觀念モ尚「美」ナル語ニ包含セラルルモノノ如シ意匠トシテ考案ヲ保護スルニ當リテハ普通ニ所謂「美」的感情ヲ起サシムル考案ノミヲ保護スルハ十分ナリト云フコトヲ得サルヲ以テ目ヲ通シテ一定ノ感情ヲ起サシムル考案ハ意匠トシテ保護スル様改ムルヲ可トス

そして結論としては

「意匠ハ美的感情ヲ起サシムル考案ナルコトヲ要スルモ「美」ノ意義ハ今遽ニ之ヲ決定スルコトナク時勢ノ進化ニ伴ヒテ解釋スルヲ可ナリトスル意見多数ナリ」となっている。

(3) 制度全体に関する審議

上に紹介した問題の外、制度全体については、以下の四問から三十問にわたり審議された。議事録には、それぞれに提案理由と審議の結果が記されているが、審議の内容は明らかではない。ここでは、その主な問題と審議結果を紹介する。以下原文による。

●「4問 無審査主義ヲ採用スルコト

イ. 提案理由

意匠登録ニ關シ審査主義ヲ採用スルハ英國並其ノ殖民地ヲ主ナルモノトスルモ獨國, 澳國, 白國, 佛國, 伊國等ノ大多數ハ無審査主義ヲ採用ス

無審査主義ヲ採用スル國ニ付直ニ疑問ト爲ルハ係争事件ノ續出ナルカ此等ノ國ニ在リテハ此ノ種ノ問題ヲ生スルコト比較的少キモノノ如シ右ハ商業道德ノ發達ト此ノ種法制ニ對スル一般國民ノ法律的鍛練トニ依ルモノナラムカ我國ノ現状ヨリシテ今遽ニ無審査主義ヲ採用スルコトハ其ノ結果ニ付危懼ノ念ナキ能ハス然レトモ一面無審査主義ヲ採用スルハ登録ヲ容易ナラシメ權利ノ確定ヲ迅速ニスルノ長所アルヲ以テ權利ヲ確定スルコトノ急速ヲ要スル意匠登

録ニ付テハ今回ノ改正ニ當リ相當ニ考慮スル必要アリト認メラル

ロ. 立法例等調査ノ上更ニ審議スルコト」

- 「5 問 第三条第二項ヲ改メ『自己ノ登録意匠ニ類似スル爲前項各号ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ限り之ヲ新規ナルモノト看做ス』トナスコト

イ. 提案理由

意匠法第三條第二項ニ付疑トスル所左ノ如シ

- (一) 自己ノ登録意匠以外ノモノトハ如何ナルモノヲ云フヤ之ヲ廣ク解スルトキハ遂ニハ自己ノ登録意匠ノミニ類似スル意匠ハ存在セサルニ至ルニ非サルヤ
- (二) 類似意匠ハ其ノ登録出願ノトキニ於テ自己ノ登録意匠ニ類似スルコトヲ要スルヤ又ハ其ノ登録ノトキニ於テ類似スルヲ以テ足ルヤ
- (三) 自己ノ秘密意匠ニ類似セルモノモ本條第二項ニ該當スルモノナリヤ

以上ノ諸疑問ヲ一掃シ立法ノ趣旨ヲ明瞭ナラシムル爲第二項ヲ左ノ如ク改メムトス

『自己ノ登録意匠ニ類似スル爲前項各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ限り之ヲ新規ナルモノト看做ス』

ロ. 立法ノ際考慮スルコト」

- 「6 問 類似ノ意匠ノ制度ヲ廃止スルコト (意)

16 問 類似ノ意匠ノ合體ニ付考慮スルコト

イ. 提案理由

自己ノ登録意匠ノミニ類似スル意匠ハ新規ナルモノトシテ登録ヲ受クルコトヲ得ヘク登録ニ依リテ生スル類似ノ意匠權ハ最先ニ發生シタル意匠權ト合體シ登録料其ノ他ノ手数料ハ類似ノ意匠ニ限り著シク輕減セラルルモノナルモ意匠權ノ範圍ハ當然類似ノ意匠ニ及フノミナラス權利合體ノ結果原意匠ノ權利範圍ヲ甚シク被張スルニ至リ原意匠ノ保護厚キニ過タル憾アルヲ以テ原意匠ヲ保護スルカ爲特ニ類似ノ意匠ノ登録ヲ爲スノ要ナキノミナラス類似ノ意匠ノ出願ニ付テハ一般ノ處理ニ比シ尠カラサル手數ヲ要スルヲ以テ類似ノ意匠ニ限り特別ノ便益ヲ圖ルハ當ヲ得ス

又外國立法例ニ徴スルニ類似ノ意匠ノ登録ノ制度ヲ認メタルモノナシ

ロ. 更ニ詳細調査ノ上審議スルコト」

- 「7 問 類似ノ意匠ニ付商標法第三条ト同揺ノ規定ヲ設クルコト」

イ. 提案理由

類似ノ意匠ノ登録ヲ認メタルハ原意匠權ノ保護ヲ完カラシメムトノ意圖ニ出テタルモノナリ然ルニ意匠法第三條第二項及第八條第三項ノ規定ヨリ見ルニ第三條第二項ニ該當スル意匠ノ登録出願アリタル場合ニ於テ職權ヲ以テ類似ノ意匠トシテ登録スルコトヲ得ルモノト解サルル處アリ又普通ノ意匠トシテ登録シタルモノモ自己ノ登録意匠ニ類似スル爲第八條第三項ノ規定ニ依リ當然最先ニ發生シタル意匠權ト合體スルモノノ如ク解セラル是レ現行ノ取扱ニ反スルヲ以テ商標法第三條ノ規定ト同様ナル形式ノ規定ヲ設ケムトスルモノナリ

尚本提案ハ類似ノ意匠權ハ原意匠權ト合體シ權利關係ヲ複雑ナラシムルカ故ニ之ヲ避クル爲商標法ニ於ケル總合商標ニ倣ハムトスルコトヲモ含ムモノナリ

ロ. 更ニ詳細調査ノ上審議スルコト

- 「8 問 特許法第七条本文ト同趣旨ノ規定ヲ設クルコト」

- 「9 問 特許法第九条第一項ト同趣旨ノ規定ヲ設クルコト」

- 「10 問 秘密意匠ヲ廃止スルコト」
- 「11 問 第七条ノ出願変更ニ於テ実用新案登録出願中ニ以上ノ意匠ヲ包含スルトキハ之ヲニ以上ノ意匠登録出願ニ変更スルコトヲ許スコト」
- 「12 問 特許出願ヲ意匠登録出願ニ変更スルコトヲ認ムル規定ヲ置クコト」
- 「14 問 特許出願ヲ直接ニモ又間接ニモ意匠登録出願ニ変更スルコトヲ認メザルコト」
- 「13 問 第七条但書書中「最初ノ」ヲ削除スルコト」
- 「15 問 実用新案登録出願ヲ為シタル者ハ一定ノ期間内優先権ヲ留保シテ意匠登録出願ヲ為シ得ルコトトナスコト」
- 「17 問 第八条第四項ニ付同日ノ出願日ノ場合ヲ考慮スルコト」
- 「18 問 右ノ場合ニ於テ実施許諾ナカリシ場合ヲ考慮スルコト」
- 「19 問 商標法第七条第三項ニ規定スル場合ニ於テ意匠権者カ許諾ヲ興ラルコトヲ得ル旨ノ規定ヲ設クルコト」
- 「19-2 問 商標権トノ関係ヲ廃止スルコト」
- 「20 問 意匠権ノ存続期間ヲ登録ノ日ヨリ五年トスルコト」
- 「20-2 問 意匠法第十六条^(注14)ヲ廃止スルコト」
- 「21 問 意匠公報ヲ発行スルコト」
- 「22 問 閲覧簿ヲ調整シ公衆ノ閲覧ニ供スルコト」
- 「23 問 登録料ノ納付期間ヲ短縮スルコト」
- 「24 問 登録料ヲ一年宛納付スルコトヲ得トナスコト」
- 「25 問 出願公告制度ヲ設クルコト」

イ. 提案理由

意匠権ノ保護ハ有形具體的ナルコトヲ要スルモ其ノ保護ノ客體ハ實用新案ト同シク無形ノ考案ニシテ型自體ニ非スト説明セラル(村山氏四法要義三二二頁)而シテ實用新案ニ付テ出願公告ノ制度存スル以上意匠ニ付テモ亦出願公告ノ制度ヲ設クルヲ至當トス

ロ. 立法例等調査ノ上更ニ審議スルコト

- 「26 問 意匠登録ハ無効審判請求権ニ付三年ノ除斥期間ヲ設クルコト」
- 「27 問 願書, 図面又説明書ノ訂正命令ノ応ゼザルトキハ審査官ハ其ノ出願ヲ拒絶スベキモノト認ムルコトヲ得ル旨ノ規定ヲ設クルコト」
- 「28 問 抗告審判ニ付テモ右ノ規定ヲ準用スルコト」
- 「29 問 無資格代理業者ノ取締ニ関スル規定ヲ設クルコト」
- 「30 問 図面代用見本又ハ雛形等ノ制限ノ廃止」

2 昭和 14 年の改正会議

昭和 14 年(1939) 10 月に特許局長官 大貝晴彦を委員長とする「特許制度改正準備協議会」^(注15) が設置され, 続いて翌 15 年に「工業所有権制度調査委員会」が設立され, 同年 11 月 28 日答申がなされたが, 第二次世界大戦の勃発のため改正作業は中止された。

この時の審議では, 特許局が局外, 局内の「工業所有権関係法規改正意見」^(注16) を幅広く集めてな

(注14) 大正 14 年意匠法第 16 条第十六條 意匠権ハ第五條ノ規定ニ依リ指定シタル物品ニ依リ之ヲ分割シテ移轉スルコトヲ得

(注15) 工業所有権制度調査委員会官制昭和 15 年 5 月 21 日勅令第 336 号

(注16) 日本商工会議所各発明協会弁理士会

された。その審議事項のうちのひとつに、昭和3年の改正会議と同様に「実用新案制度の廃止に関する問題」^(注17)があがり、満州国意匠法^(注18)との関係などから、再び、実用新案法と意匠法を併存させるか、合体して一の法とするかの議論が展開されたが、この時も「更ニ審議スルコト」となった。

なお、実用新案法と意匠法の合体に関する議題については昭和3年当時の議論^(注19)の内容が以下のように紹介されている。

「安達特別委員 コノ「實用新案法意匠法トヲ併合シテ一個ノ法制ト為スコト」ナル問題カ昭和三年度ニ於ケル特許局ノ法律改正會議ニ於テ論議セラルルニ至リマシタ顛末ヲ報告致シ本問題審議ノ御参考ニ供シ度イト思ヒマス。

獨逸ニ於ケル實用新案法制定ノ沿革ニ徴シマスルト同國ニ於テハ始メ特許法ノ外ニ「雛形及模型ノ著作権ニ關スル法律」ヲ制定シ以テ特許法ノ保護ヲ受クル程度ニ達セザル凡ユル發明ヲ保護シテ居ツタノデアリマス。然ルニ1878年9月3日ノ獨逸高等商事裁判所ノ判決ハ該法律ハ物品ノ新規且獨創的ナル模様、色彩、形状等ニ依リ人ノ趣味ニ満足ヲ與フベキ型即チ意匠ノ考案ニ限り之ガ適用アル旨ヲ宣言致シマシタ結果實用ニ供セラルベキ型即チ實用新案ハ之ヲ保護スルニ由ナキコトトナツタノデアリマス。之ハ甚ダ不合理ナコトデアルト謂フノデ實用ニ供セラルベキ型ノ保護ノミヲ目的トスル實用新案法ガ別ニ制定セラレタノデアリマス。斯カル沿革ニ徴シマシテモ明ナル如ク實用新案法ハ保護ノ對象ヲコソ異ニスレ個々意匠法トハ同一水準ニ於テ併立致シテ居ツタノデアリマス。然ルニ我國ニ於キマシテハ明治38年實用新案法ノ制定以來運用ノ關係上元來同一水準ニ地歩ヲ占ムベキ實用新案法ト意匠法トノ間ニ水準上ノ差異ガ生スルニ至リ意匠法ハ工業的考案ヨリ遊離シタ高踏的色彩ヲ帯ビタ意匠ノ考案ヲ保護スルト謂フ方向ニ進ミ、實用新案ハ意匠法ノ夫レヨリモ高級ナル考案ヲ保護スル謂ハバ地位ノ高イ法律ト考ヘラルルコトニナツテ参ツタノデアリマス。其ノ結果特許法ハ保護ノ對象トノ關係ニ於テ實用新案法ノ保護ノ對象タルベキモノノ範圍ニ付審査上絶エズ困難ナル問題ヲ生ズルコトトナリ今日ニ於テハ實用新案制度ハ其ノ本來ノ使命ヨリ稍々逸脱セルヤノ謙ナシトシナイノデアリマス。從テ之ヲ矯メテ制度本來ノ使命ニ復帰セシメ其ノ存在ノ價值ヲ發揮セシムル爲ニハ寧ロ實用新案法ト意匠法トヲ解體合一シ實用アル型ト趣味アル型ニ對シ均一ナル保護ヲ付與スルニ如カズトノ論ヲ生ズルニ至ツタノデアリマシテ昭和3年度ニ於テ本事項ガ問題トシテ取り上げラレタノモ右ノ如キ理由ニ基クノデアリマス。」

第3節 昭和8年の意匠法一部改正と意匠公報の独立発行

1 意匠公報発行の経緯

意匠の公報に関しては、明治22年の意匠条例施行細則第17条において意匠の登録を許可したとき「特許局長ハ官報並特許公報ヲ以テ之ヲ広告スヘシ」とあり、明細書並に図面付の公報が特許公報に

(注17) 第一 實用新案制度ノ廢止ニ關スル問題

- 1 特許ト實用新案ハ觀念上ノ區別明ナラサルヲ以テ特許法ト實用新案法トヲ併合シテ一個ノ法制ト為スコト
- 2 實用新案法ト意匠法トヲ併合シテ一個ノ法制ト為スコト
- 3 小發明又ハ考案ノ類ハ之ヲ保護スルノ社會的の必要ヲ認メサルガ故ニ之ヲ廢止スルコト
- 4 發明界ノ現状ニ鑑ミ之ヲ存續スベキコト

(注18) 昭和10年満州国特許法では、實用新案法を意匠法に合体した形で意匠法が制定された。

(注19) 「改正委員会資料（特許改正法規改正意見等）」工業所有権参考資料センター『工業所有権制度調査委員会特別委員会第四回會議事要録』

併載され、当時は官報にも登録意匠の目録的記述が掲載されていた（特許・商標も同じ）。ところが明治32年の意匠法制定時から昭和8年の意匠法改正に至るまで、条文上の公報発行規定が存在しなくなる。特許公報への併載が無くなり、官報においても特許と商標の掲載は継続しているにもかかわらず意匠の部分が消えてしまう。ところが明治37年11月11日発行の特許公報から図面を除く登録意匠の目録の併載が開始されるようになる。（登録番号第2211号より。途中明治42年11月29日からは実用新案公報に併載）特・意・商3法（実用新案法は明治38年公布）のうち意匠のみ公報を廃止した理由、また法的根拠が無いにもかかわらず明治37年から目録を発行するようになった理由は今のところ定かではない。

このような目録のみでは権利となった意匠の全容を知ることができず、利用者の不便をかこっていたため、大正7年には意匠公報の発行を内容とする法改正が提案されたが、審議未了に終わるという経緯があった。

目録制は昭和8年の法律改正に基づき7月1日独立した意匠公報が発行されるようになるまで続した。

2 意匠公報の独立発行始まる

第64回帝国議会において、意匠公報は昭和8年3月14日の法律第10号に基づいて発行されることになり、この法律は昭和8年7月25日の勅令第199号によって昭和8年8月1日から施行され、意匠公報の第1号が発行された。

この改正で意匠公報は独立して発行されることとなり、しかも着色印刷となった。帝国議会における審議では、次のように提案理由の説明がなされた。

「○國務大臣（男爵中島久萬吉君）従來特許登録，實用新案及登録商標ニ付キマシテハソレゾレ公報ヲ發行致シマシテ，權利ノ内容ヲ公示致シテ参ッタノデゴザイマスルガ，獨リ登録意匠ニ付キマシテハ印刷技術，経費等ノ關係ガゴザイマシテ，公報ノ發行ヲ致サナカッタノデゴザイマス，隨テ意匠權ノ内容ヲ公示スベキ適當ノ方法ガゴザイマセヌ爲ニ，意匠權者竝ニ一般公衆ノ保護ニ十分ナラザル惱ミガアリマシタノデゴザイマス，然ルニ意匠登録ノ出願竝ニ登録件数ハ，近年著シク増加ノ趨勢ニ在ルノデアリマシテ，民間カラモ意匠公報ノ發行ヲ要望スル聲ガ，盛ンニナツテ参リマシタ，蓋シ特定人ニ對シマシテ，意匠權ナル獨占的權利ヲ賦與スル以上，其内容ヲ公示スルコトハ極メテ必要ノコトデアルト考ヘマス，近頃印刷技術ノ進歩發達ニ連レマシテ，容易ニ着色意匠ヲ印刷スルコトガ出來ルヤウニ相成リマシタカラ，此際意匠公報ヲ發行致シマシテ，意匠權者竝ニ一般公衆ノ保護ノ全キヲ期スルコトト致シマシテ，特許法ノ例ニ倣ヒマシテ，意匠公報ノ發行ニ付テ，意匠法中ニ規定ヲ設クルコトト致シタノデゴザイマス（後略）」^{（注20）}

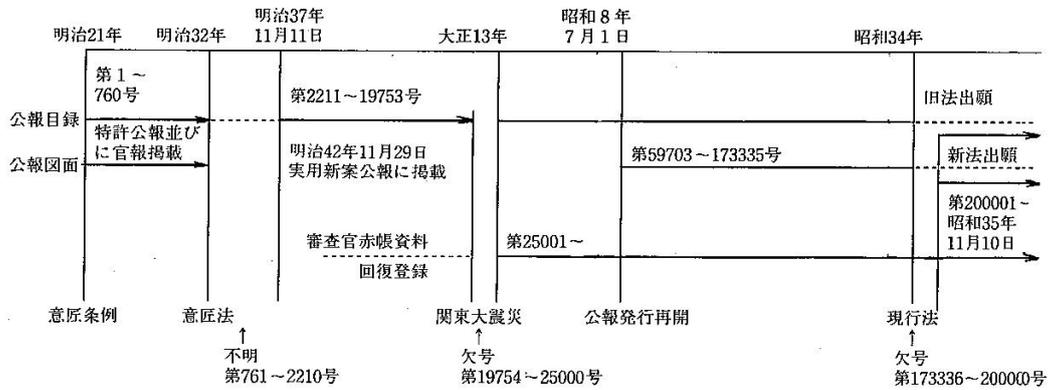
こうして新たに発行されることになった意匠公報は色刷りであり、図面（又は見本）に忠実なものを作成しようとした苦心がうかがわれる。

意匠公報の発行は好評であった。しかし中にはこれに疑問を投げかける意見もあり、それは意匠には秘密意匠があること、意匠は美術的考案であるから、実物と同じようなものを作成できなければ意味がない、意匠は迅速性を要するので早期処理こそ好まれるところである、などの理由によるものであった。

^{（注20）} 『第六十四回帝国議会衆議院議事速記録』第12号 178頁

しかしこうして新たに発行を始めた意匠公報は、第二次世界大戦の激化により、昭和18年に意匠出願そのものが停止させられ一時中断はしたものの欠号もなく現在に至っている。(なお、カラー印刷は、発行後、しばらくは続いたが、その後停止している。)意匠に関する公報の経緯を整理すると以下の図のようになる。(注21)

登録意匠の公報に関する経緯



第4節 「工業所有権戦時特例」と意匠登録出願の停止

昭和18年10月31日、法律第109号をもって「工業所有権戦時特例」が公布され(同年12月10日施行)、これにより意匠登録出願が停止されることとなった(第二條、意匠登録ノ出願ハ之ヲ爲スコトヲ得ス)。

百年にわたる我が国工業所有権制度の歴史において、社会的変動(戦時)を背景に国民の意匠登録を受ける権利が制限された唯一の例である。

またこの法律により、意匠公報の発行も中止された。

戦後行われた工業所有権戦時特例廃止法案に関する逐条説明(昭和21年6月)によれば、「意匠権ハ、物品ニ関シ形状、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ工業的考案ヲ為シタル者ニ対シ付与セラルル所ニシテ、其ノ考案ハ主トシテ、審美的価値ニ依存シ且意匠制度ガ従来比較的効用ヲ發揮シタルハ主トシテ、織物、陶磁器、雑貨ノ如キ対外輸出品ナリ。依ツテ、戦時下官庁事務ノ簡捷化ヲ図ル為、不急事務トシテ、登録出願ヲ停止シタルモノナリ」とその理由を説明している。

第5節 意匠登録出願の再開

戦後、昭和21年に戦時特例は廃止(昭和21年10月31日法律第50号)されて、意匠登録出願が再開された。

この戦時特例廃止に当たって、戦力増強に比較的關係が薄いということで意匠の出願を停止したことについては前記法案提案理由説明に、「工業所有権に関する国民の権利、利益の保護と云ふ見地から

(注21) 『工業所有権制度百年史の上巻』第560頁

みれば戦時中真に己むを得ぬ措置であったとは云ひながら遺憾の点が少くなかったのであります」という趣旨の反省のことばが述べられている。

また、意匠登録制度の再開に当たっては意匠制度が輸出との関係で効力を発揮するという点が強調され、意匠制度も平時の姿で運用されることになる。

意匠登録出願を再開するに当たって、政府は次のように述べている。

「意匠出願につきましては、終戦後の今日、新規なる工業的意匠の保護が、文化日本建設のために、民需産業再建のために有力なる基盤をなすものであるといふことは、疑を容れぬところであります。特に食糧及び肥料の輸入の見返物資を生産すべき輸出品産業が、今後産業界に於て占むべき地位を考へてみまするとき、輸出商品につき斬新なる意匠の続々と現はれることは、最も期待をかけねばならぬところでありまして、この制度の復活は、今や澎湃たる世論となって参つて居るのであります」（前記工業所有権戦時特例廃止法案提案理由説明）

ここには意匠制度復活に関する二つの必要性が挙げられている。一つは戦後復興のため国民の生活文化の向上を図り、民需産業を育成するためであり、一つは輸出品産業の振興のためである。前者の国民の生活文化の向上という観点は、もともと意匠制度の持つ役割であり、産業育成・振興を考える場合の基礎になる観点である。それが戦争という異常事態によって断ち切られていたのであるから、これを本来の姿に戻すということは当然のことであった。また、後者の輸出産業の保護という点もこれも意匠制度の創設以来叫ばれていたことである。戦後の産業活動の再開とともに輸出品の生産も再開されるが、戦後の状況においては食糧などの輸入の見返りとして、輸出産業の振興が急務となったもので、政府はこの時期に次のような措置もとっている。

昭和 20 年には商工省輸出商品陳列所が開設され、昭和 21 年には再開第 1 回全国貿易展示会が横浜商工奨励館において開催された。また同年工芸品輸出協議会が設立され、翌 22 年には発明奨励委員会が「輸出貿易の促進を図るため優秀意匠の奨励及び活用策如何」という答申を出すなどの動きが続き、昭和 22 年 8 月の貿易再開となる。